

京都市交通局管理規程 7-0 (京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程)

の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第28条第1項第3号ア及び同項第4号ア中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)